

介護老人保健施設ケアプラザ見附の 介護医療院への転換について

見附市では、市立病院に併設する「介護老人保健施設ケアプラザ見附」について、今後も果たすべき役割や経営面を含め、その在り方を検討してきました。

この度、利用者への適切なサービス提供を継続するため、病院事業運営審議会での審議を踏まえ、ケアプラザ見附を長期的な医療と介護を一体的に提供する「介護医療院」へ転換する方針を決定したのでお知らせします。今後は、令和10年度の運用開始を目指し、介護保険事業計画への位置付けや、施設・設備、人員体制等の具体的な転換作業を進めます。

1. 現状と課題

- ・ ケアプラザ見附は、平成8年の開設以来、市内唯一の介護老人保健施設として、医療と介護、医療と在宅をつなぐ「中間施設」の役割を果たしてきました。
- ・ 近年は、世帯構成の変化により、在宅復帰が難しく、長期的な医療・介護を必要とする利用者が増加しています。また、介護施設の増加により受け皿が多様化したことから、「中間施設」として求められる機会が減少しています。
- ・ 経営面では、現行の運用体制では大幅な収入増加を見込みにくい中、人件費の増加などにより支出が増え、赤字額も増加しています。

2. 転換を決定した理由

- (1) 利用者の実態に即した長期的な医療・介護や看取りに対応するとともに、市立病院の地域包括ケア病床とケアプラザ見附の役割を整理し、地域全体として切れ目のない医療・介護提供体制を再構成するため
- (2) 現在の利用者へのサービスを可能な限り継続し、公立施設としての役割を維持するため
- (3) 介護報酬上の収入増加が見込まれることから、一定の収支改善も期待できるため

3. 転換後の施設の役割

介護医療院は、「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に提供する施設です。

項目	(現在) 介護老人保健施設	(転換後) 介護医療院
主な目的	リハビリ等により、在宅復帰・在宅生活を支援	長期療養に必要な医療と介護を一体的に提供
施設の役割	在宅復帰や他施設への移行を支える中間施設	看取りを含め、長期に生活するための施設
対象者	要介護1以上	要介護1以上で、主として長期療養が必要な方

※その他のサービスは、利用状況や必要な体制等を踏まえつつ、基本的に継続する方向で検討を進めます。

4. スケジュール（予定）

令和8年度 第10期見附市介護保険事業計画（計画期間：令和9～11年度）
への反映に向けた作業、施設・人員体制等の具体化

令和9年度 介護医療院への転換に必要な手続き、設備・体制等の転換作業

令和10年度 介護医療院として運用開始

※スケジュールは、関係機関との協議や施設整備の内容等により変更となる場合があります。